

神崎市立千代田西部小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための基本的な方針

いじめ問題は、学校教育にとって最重要課題であり、その解決に向けて、私たち教職員が最大の努力をしなければならない。日頃から、「いじめは、どの子にも起こり得る」という強い危機意識を持ち、いじめに対する感覚を研ぎ澄ませておくことが重要である。

千代田西部小学校では、望ましい集団活動を通して、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする児童を育成し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に努めていく。「いじめられている子どもを守る」「いじめは絶対許されない」という強い認識のもと、学校・家庭・地域が連絡を密にして情報の共有化を図り、一体となって取り組んでいくこととする。

2 いじめに対する基本的な考え方

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

※「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかい人間関係のある者を指す。

※「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

※「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

※けんか等を除く。

3 いじめの防止策のための指導体制・組織

(1) 「いじめ防止対策委員会（校内調査委員会）」の設置

構成員：学校長、教頭、教務主任、生徒指導主任

校長が必要と認める教職員

役割：調査、事実確認

(2) 「22条委員会 いじめ等防止対策拡大委員会」

構成員：学校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、スクールカウンセラー

校長が必要と認める外部委員（人権擁護委員等）

役割：事実確認、対策

4 いじめの未然防止の取組

(1) 道徳教育の充実

道徳性を高めるための体験活動や道徳教育の充実などを通じて、子どもたちの自尊感情を大切にしつつ、命の尊さや、豊かな心を育むことができるような取組を推進する。

(2) 特別支援教育の推進

特別支援学級だけでなく、特別な支援を必要とする児童・生徒に適切な指導や支援を行い、児童相互に支え合う力を育む。

(3) 不登校・いじめに関する相談体制の充実

不登校やいじめなどの問題に対して、学校が中心的な役割を果たし家庭や地域と連携を行い、きめ細やかに対応できる体制の整備を通じて、早期発見、早期解決に取り組む。

5 いじめの早期発見の取組

(1) 生活（いじめ）アンケート、個人面談、Q-Uテスト（学校生活満足度調査）などを実施する。

(2) スクールカウンセラーなどを活用し、心のケアを最優先に対応する。

(3) 日頃から子ども達と信頼関係を築き、カウンセリングマインドをもって子ども達に接し、子どもの出すサインにいち早く気付く。

(4) 子どもの日記や人間関係の状況、保護者からの連絡帳などから、いじめの兆候がないか情報収集に努める。

(5) 「深刻ないじめはどの子にも起こり得る」という意識をもち、定期的は無記名のアンケートを実施し、いじめの早期発見に努める。

6 いじめ事案への対応

(1) いじめ発生時の対応

千代田西部小

いじめ防止への対応（常設）（22条）

22条委員会（いじめ等防止対策委員会）

委員：（外）人権擁護委員、スクールカウンセラー
校長が必要と認める外部委員
（内）校長、教頭、教務主任、生徒指導主任

役割：基本方針策定、年間計画、状況把握と改善、その他

覚知とは…児童本人や保護者から、いじめが起きているという意思表示があったもの又は教師の気づきで、いじめが疑われると学校（校長）が察知した状態を指し、その数を覚知件数とする。

認知とは…校内調査委員会において、いじめと判定（判断）した状態。

解決とは…いじめの事象がなくなり、謝罪がなされた状態。

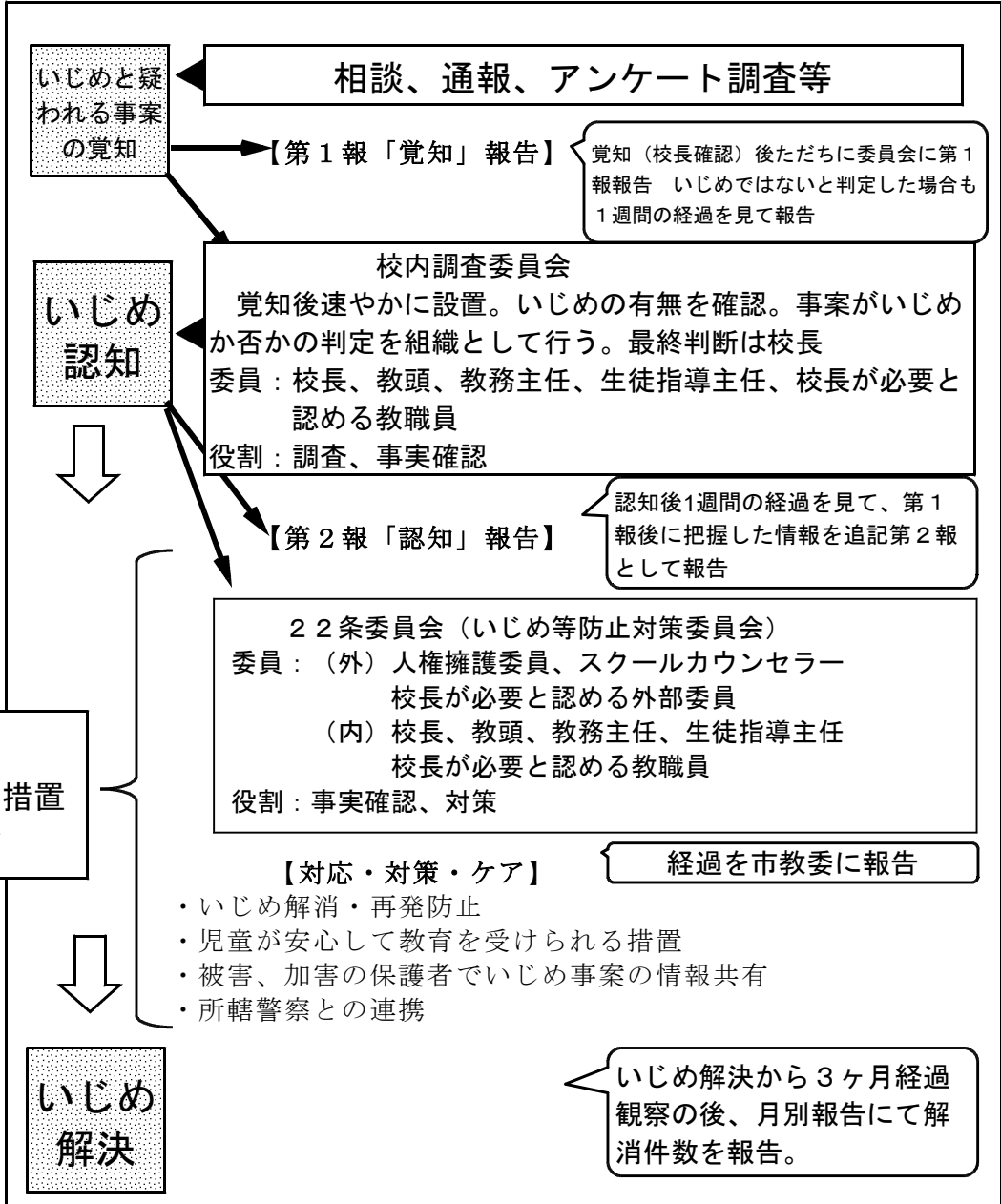
解消とは…3ヶ月の経過観察を行い、いじめの事象がなく、被害児童が元の生活に戻ったと見なされる状態。

市教委の支援

- ・助言指導等必要な支援・措置
- ・学校調査の検証・再調査

**県教委
指導・助言、援助**

いじめ発生時の対応（通常対応）



(2) 重大事態への対応

千代田西部小

重大事態
いじめ防止対策推進法第28条
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

市教育委員会

すぐに第1報「覚知」
報告

いじめ
覚知

いじめ
認知

相談、通報、アンケート調査等

校内調査委員会

覚知後速やかに設置。重大ないじめ事案と判断。
委員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、校長が必要と認める教職員
役割：調査、事実確認

市町いじめ・体罰対策本部

・教育長
・役割：調査検証、事実確認、
指導助言

28条委員会

委員：学識経験者、弁護士、
警察、PTA、被害者の
推薦委員等
役割：調査検証、事実確認、
対策

22条委員会（いじめ等防止対策委員会）

委員：（外）人権擁護委員、スクールカウンセラー
校長が必要と認める外部委員
（内）校長、教頭、教務主任、生徒指導主任
児童生徒支援員、校長が必要と認める教職員
役割：事実確認、対策

首長への報告

県教委
指導・助言、援助を行う

【対応・対策・ケア】

- ・いじめ解消・再発防止
- ・児童が安心して教育を受けられる措置
- ・被害、加害の保護者でいじめ事案の情報共有
- ・所轄警察との連携 23条6

7 いじめ再発防止の取組

(1) 当該児童生徒及び保護者への対応

全職員が共通理解・共通対応を行うという考えのもと、いじめられた側にも、いじめた側にも声を掛けたり、個別に面談を行ったりするなどのきめ細かな観察を継続する。

約3か月間の様子を把握し、いじめ等がなく日常の学校生活にもどり、いじめが解消したかを確認する。

(2) 全ての職員が関わる指導体制づくり

いじめは、いつでも・どこでも・だれにでも起こり得るとの認識に立ち、全ての職員がいじめに対する甘い考えを捨て、学校全体として取り組む姿勢を堅持し続ける。

全職員による、いじめ問題にかかる事例研究や研修会の定例化を図る。

(3) いじめ発生のメカニズムを踏まえた指導

子どもを競わせるときに、いたずらに「勝ち負け」を強調し「勝つためには手段を選ばない」「相手の失敗を期待する」という考え方や態度に結びつけないようにする。

特定の子どもへの「治療的な発想」にとどまることなく、全ての子どもへの「教育的な発想」に立って、小手先の知識やスキルに終わらない体験学習の機会を提供する。

トラブル回避のために自分はどうすべきかに気づくこと、集団内の他者から認められる喜びに気づくこと、自ら進んで他者に貢献することが誇りになることをめざした教育活動を確実に行う。

8 職員研修

(1) 教職員対象研修会への参加を積極的に行う。

(2) 「いじめに関する研修ツール Ver. 2.1」を用いて自己点検及び校内研修を行う。

(3) 「生徒指導提要（令和4年12月改定）」（文部科学省）「第4章いじめ」を用いて、法的根拠、対応等について周知を行う。

(4) 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）文部科学省の周知を行う。

9 取組体制の点検

(1) いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応に係る点検を定期的に行う。

(2) 「学校現場における安全管理の手引き」を用いて日常的な観察の視点をもって児童の観察に当たる。